

全数把握の見直しに係る医療機関向けQ & A

【9月15日説明会時の質疑応答分】

Q 1 全数把握しない方針となると、患者が、無理に病院に来て、診断を受ける必要性はなくなると思ってよいか。

A 1 全数把握をしないからといって、患者が無理に受診する必要性がなくなるということではありません。

今回の見直しは、患者の把握を、発生届の対象者と、数だけ報告する方々に分けて、医療機関等の事務負担を軽減することを目的としているので、診断する必要性がなくなるということではない。

Q 2 陽性が確定し、発生届の対象である4項目に該当しない方が、のちに入院するなど、発生届の対象となる状態になった場合は、何か対応が必要ですか。

A 2 初診時に発生届の対象外の方が、療養中に入院が必要となった場合には、発生届の対象となるので、入院が必要と判断した医師が発生届を提出することになる。

Q 3 市町村別の陽性者数の発表ができなくなると思うが、保健所別の陽性者を毎日発表できないか。

A 3 市町村別の感染者数については把握できなくなるが、医療機関を受診した方で、発生届出の対象外となる患者も、数を報告した医療機関の所在地や、自己検査等で陽性判定した方も、居住地が確認できるため、医療圏ごとの感染者数の公表を検討中である。

Q 4 発生届の対象外の報告には、みなし陽性も含めるのか。

A 4 お見込みのとおり（みなし陽性も含めた数を報告）。

Q 5 陽性判定サイトで陽性を確認した患者が、治療薬を希望した場合はどうするか。

A 5 陽性判定サイトでは、薬の処方できないため、医療機関を受診していただくことになる。（療養期間中は公費負担対象）

Q 6 受診時に、酸素投与が必要な場合、また、急ぎ入院調整が必要と医師が判断した場合、ハーススでの発生届に加えて、調整依頼のため、保健所等へ電話連絡をする必要があるか。

A 6 これまでと同様の対応をとっていただきたい。

Q 7 総数報告は翌日正午となっているが、午前中は診療中で時間がないため、14時まで伸ばしてほしい。

A 7 前日分を正午までに報告いただきたいので、診療前に報告するなど、期限内に報告していただくようご理解、ご協力をお願いしたい。

Q 8 陽性者の薬剤処方、これまで公費負担であったが、発生届を提出していない軽症者の今後の医療費（公費負担）はどのようなになるか。

A 8 これまでと同様、公費負担の対象となる。

Q 9 発生届対象外の患者にチラシを配布することだが、検体採取後の結果報告を電話で連絡している場合はどうなるのか。

A 9 受診時に、チラシを配布していただきたい。

Q 10 資料7ページの届け出必要項目の③では、すべて「かつ」になっているが、15ページのフロー図では、「または」になっている、どちらが正しいか。

A 10 「かつ」が正しい。対象者の③については、「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方」、または「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により、新たに酸素投与が必要な方」である。

Q 11 発生届を出していない患者が急変し、入院が必要となった場合の入院調整は、保健所に依頼することでよいか。

A 11 発生届を出していない患者が急変して入院が必要となった場合は、受診の結果、入院が必要と判断した医療機関で発生届を出していただくこととなる。
発生届の提出後に、保健所へ相談していただき、入院調整をする流れになる。

Q12 陽性者からは、保険金給付の診断書を求められた際、今までは、保健所の療養証明を案内していた。

26日からは、発生届の対象外の方に対しては保険金給付はなくなると聞いているが、20日から26日までの対応については、保健所の全数把握がなくなるので、その間は診断した医療機関が診断書や結果報告書での対応となるのか。

A12 国は、療養証明の発行はしないと示しているため、本県においても療養証明書の発行は想定していない。発生届の対象者が、証明が必要な場合は、My HER-SYSによる証明、対象外の方については、医療機関で実施されたPCR等検査の結果が分かる書類や診療明細書などにより代行していただきたい。

Q13 本来、発生届の対象外である方から、保険給付を目的に発生届の提出を求められるケース等が想定される。

診療後に、そのような患者から問い合わせを受けた場合、My HER-SYS IDをもらうべく、保健所へ連絡するよう伝えて良いか。

A13 発生届の提出については、あくまでも四つの類型に基づく場合のみと限られているため、想定のケースに対して、HER-SYS IDを付与することはできない。

Q14 陽性判定サイトで陽性が確定した患者に対して薬を処方する場合、陽性者である確認は、本人からの申し出での判断になるか。

A14 陽性判定サイトで、陽性確定になった方には、確定通知をメールで送っているので、その通知を確認した上で、薬を処方していただきたい。

Q15 陽性判定サイトについて、14ページには、医療機関での診断を行うことなく、自己検査で陽性判定と記載されている一方、15ページでは、医師が判定と記載されている。この違いは何か。

A15 陽性判定サイトでは、判定するために医師を配置しており、その医師が陽性を判定するという事になっている。

Q16 発生届が出ていない患者が救急車で搬送されてくるという連絡が当院にあった場合は、保健所に連絡して発生届を出すという手続きでよいか。

A16 お見込みのとおり。(受入れ時に入院の必要性があれば届け出る)

Q17 陽性判定の電話連絡後、薬の処方等を希望されない方は、再度受診のために来院されないため、チラシを配布できない。

A17 最初に来院された際（検体採取時）に、チラシを配布し、陰性の場合にはチラシを破棄していただき、陽性の場合には、本人に、名前、医療機関、受診日を書いていただくことも可能である。

Q18 陽性判定サイトで陽性になった方が来院され、陽性通知を提出されたら、これまで通り7日分は公費で処方できるか。

A18 陽性判定サイトで陽性判定を受けた方が、その後、医療機関を受診した場合は公費で処方することが可能。

Q19 研究用抗原検査キットで陽性となり来院される方が多い。研究用ではなく、体外診断用医薬品でなければならないことを、もっと広くアナウンスしていただきたい。チラシにもそのような記載が必要である。

A19 陽性判定サイトにおいては、医療用検査キットとして厚生労働省で認証されたもの以外は受付できないため、そのように周知したい。県ホームページでも、そのような情報を掲載してまいりたい。

Q20 自己検査で陽性となった場合の医師判定はどのように行うのか。無料 PCR の検査結果は請求できると思うが、審査結果の確認は難しいように思う。

A20 陽性判定サイトでは、自己検査で陽性となった場合に、使用した検査キットの画像を Web 申請していただき、その画像を見て医師が判断することとしている。

Q21 療養証明の発行がなくなり、当院自身の領収書や検査結果で陽性が証明できる書類などを発行する場合は、証明書代金などは、公費に含まれるか。

A21 公費に含まれない。

Q22 65歳以上で他医療機関にて発生届が出ている方が、後日、緊急搬送などで当院に入院となった場合は、発生届を再度提出すべきか。

A22 この場合は一度発生が届け出ているため、改めて発生届を出す必要はない。

Q23 発生届が出ていない患者が医療機関を通さずに直接救急車を呼んだ場合、発生届はどのような形で出されるか。

A23 救急搬送先の医療機関において、入院が必要な場合は発生届を提出することになる。

Q24 他医療機関で発生届が提出されているかどうかの判断はどのように確認できるか。

A24 発生届については、これまでと同様に保健所の方が把握しているので、患者の受入時に保健所へ確認していただきたい。

Q25 無症状者が途中で発症した場合、療養期間が変更になるが、その説明は誰がどのようにするのか。チラシにもその説明はないが、そもそもその把握ができないと思うが。このような場合の療養期間の証明はどうなるか。

A25 基本的には患者自身で判断していただくしかないが、このような場合は、フォローアップセンター鹿児島の相談窓口へ電話していただきたい。
このような場合の療養証明については、基本的には療養期間の証明というものの自体がなくなるため、ご自身で、判断していただくしかない。

Q26 対象者ではない方は、総数を入力するとのことだが、0人の場合は入力しなくてもよいか。

A26 すべての年代で「0」だった場合は、入力、報告の必要はない。
年代ごとに、1人、0人がある場合は、その年代のところに集計して入力していただくことになる。

Q27 発生届を出さないとに関して、同居の家族などの濃厚接触者の判断は、これからは行わないのか。それとも医療機関が判断するのか。

A27 本県においては、濃厚接触者の特定について重点化がされており、チラシの方にも記載しているとおり、陽性者と生活を共にしている同居者は濃厚接触者に該当することになる。

Q28 20日からスタートということは、19日発生分からこの取扱いを開始するという理解でよいか。

A28 20日発生分からスタートである。19日に発生した方については、これまでどおり発生届を出していただくことになる。

Q29 発生届の対象外の陽性者が緊急入院することになった場合、発生届は入院する医療機関が出すことは理解したが、総数報告の人数には入れなくても良いか。

Q29 総数報告の人数にも入れてください。

Q30 HER-SYS 登録していない患者の具合が悪くなり、入院希望された場合は、フォローアップセンターに相談するよう指示してもよいか。

A30 具合が悪くなり入院の希望があれば、診察した医師の方で必要性を判断していただきたい。

Q31 陽性判定サイトで陽性になった患者の家族が発症した場合、その家族をみなし陽性とする際に、注意すべきことがあるか。例えば、その家族にも自己検査を求めめるのか。幼児などで鼻汁などを採取できない場合でも、薬の処方などできるか。

A31 陽性判定サイトで陽性だった患者の家族が発症した場合、その後、要件を満たすのであれば、家族が発症した場合、医師の判断でみなし陽性をすることはできる。

しかし、あくまでも受診（オンライン診療含む）しないとみなし陽性は判断できないので、家族に自己検査を求め、陽性者判定サイトを紹介することはできないと考える。

Q32 発生届の対象外の方が救急搬送され発生届がその後出された場合、総数報告の人数に入れると、その方は二重カウントになると思うがよいのか。

A32 厚生労働省においても、発生届の対象外で、一旦人数を総数カウントした後に、急変等により、発生届の対象になることもあり得るので、その場合、重複カウントして問題ないとの説明があったところ。

【追加分】

Q 1 療養証明書を何故発行しないのか。

A 1 療養証明書については、真に必要な限り発行いたしません。発生届の対象者の方については、証明が必要な場合は、My HER-SYS の証明、医療機関で実施された PCR 検討の結果が分かる書類、診療明細書等で対応してください。

なお、令和 4 年 9 月 1 日に、金融庁からの要請を受け、生命保険協会が会員各社に対し、給付金等の支払いにあたり、療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めない事務構築の検討を行うよう周知されている。また、企業や学校に対しても療養証明書を求めないことを国から要請している。

Q 2 患者配布用チラシが少ない。追加で配布して欲しい。

A 2 十分な枚数を配布できず申し訳ございません。現在、増刷を依頼していますが、送付まで時間を要するため、お手数ですが、しばらくの間、県ホームページからダウンロード、印刷（白黒でも可）して対応してください。

○県ホームページ URL（患者への配布用チラシ）：

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/hasseitodoke-gentei.html>

Q 3 無料の PCR 等検査無料化事業で陽性となった方から、受診の相談があった。その場合の対応は。

A 3 相談された方が、陽性判定センターの登録対象（64 歳以下等）である場合で、本人が、軽症者等で薬の処方の希望がない場合は、陽性判定センターをご紹介いただくことも可能です。

○鹿児島県陽性判定サイト URL : <http://yoseihantei-kagoshima.jp/>

Q 4 HER-SYS の操作方法が分からない場合は、どこに問い合わせたら良いか。

A 4 HER-SYS 専用のヘルプデスクにお問い合わせください。

○ HER-SYS（医療機関向け）ヘルプデスク

電話：03-4566-3093, 03-6877-5154

メール：helpdesk@cov19.mhlw.go.jp

時間：月～金 9:00～18:00

Q 5 休診日も総数報告の必要があるか。

A 5 休診日は、患者が「0」であった時と同様に報告不要です。